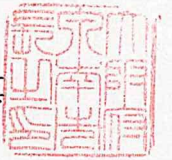




泉南秘第 232 号  
令和 7 年 12 月 22 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会  
会長 田中 宏和 様  
大阪南地域協議会  
議長 森 義仁 様  
泉南地区協議会  
議長 久保田 将功 様

泉南市長 山本 優真



2026（令和 8）年度 政策・制度予算に対する要請について（回答）

平素は市政の推進に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、2025 年 10 月 29 日付でご提出いただいた要請につきまして、別紙のと  
おり回答いたしますので、ご確認のほどよろしく願いいたします。

泉南市  
行政経営部秘書人事課  
（担当 津田）  
〒590-0592  
泉南市樽井一丁目 1 番 1 号  
T e l 072-483-0002  
F a x 072-483-2563  
Mail hisyo@city.sennan.lg.jp

<b>1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策</b>	
<p><b>(1) 就労支援施策の強化について</b></p> <p><b>① 地域就労支援事業の強化について</b></p> <p>「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援事業展開が確実にされるよう、各市町村との連携をさらに強化すること。</p> <p>就職氷河期世代や、子育て・介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援の施策を講じること。国の交付金活用における「就職氷河期世代を含む中高年世代」向け支援の実効性を高めることと良質な雇用・就労機会の実現に向けて対象者の個別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発、適切な就職・定着の支援等を行うこと。</p> <p>また、女性のひとり親家庭への支援事業の就業施策を強化し、支援の必要な人へニーズに沿った情報が確実に届くよう取り組みをさらに強化すること。</p> <p><b>② 障がい者雇用の支援強化について</b></p> <p>府内に本社のある企業の法定雇用率達成企業の割合について全国平均を上回るよう障がい者雇用の推進すること。障がい者雇用ゼロの中小企業に対してマッチングの支援など、採用段階から定着するまで一貫した総合的な支援策をさらに強化すること。</p> <p>また、障がい者雇用ゼロ企業などに対して、国による障がい者雇用を後押しするための各種助成金や支援制度等について周知を行うこと。</p> <p>障がい者の意思を尊重した相談体制の充実、職場での障がい者就労への理解のための取り組みを推進すること。</p>	<p>(1)①地域労働ネットワーク推進会議を通じて情報共有を図るとともに、地域の就労困難者を効果的に支援するため、他の就労支援機関と連携して事業を進めます。</p> <p>また、市福祉部局と連携し、子育てや介護・治療やひとり親家庭への就労支援に努めます。</p> <p>また、女性ひとり親家庭への支援については、テレワークなど様々な働き方が選択できるよう、人材育成について検討します。</p> <p style="text-align: right;"><b>(産業振興課)</b></p> <p>(1)①ひとり親家庭への就業支援として、個々のニーズに応じ企業の紹介やハローワークへの就労相談に繋ぎ計画的な支援を行っています。</p> <p>また、8月の児童扶養手当現況届に合わせ、相談日を多く設けサポートの強化を図るとともに、より有利な職に就くための資格取得の支援も行っています。</p> <p>求人情報や資格取得のパンフレット等はカウンターに常時配架し周知をしています。</p> <p style="text-align: right;"><b>(家庭支援課)</b></p> <p>(1)②就労困難者支援を効果的に推進する観点から、地域就労支援センター等と連携を図ります。障害者に対して相談できる体制が整っている障害者自立支援センター等の支援団体との情報交換を行い、きめ細やかな支援を図ります。</p> <p>また、大阪府雇用推進室発行の職業訓練ガイド等を利用して啓発を行い、障害者就労への取組に努めます。</p> <p style="text-align: right;"><b>(産業振興課)</b></p> <p>(1)②障害者総合支援法に基づく障害者就労に関する支援を実施するとともに、障害のある人が安心・安定して働き続けることができるように、今後も大阪府、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図り、啓発の取組も含めて、職場環境の整備を働きかけます。</p> <p style="text-align: right;"><b>(障害福祉課)</b></p>

### ③外国人労働者が安心して働くための環境整備

府内で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、SNS 等を活用した外国人労働者の雇用・生活状況に関する調査を実施するなど、実効性ある共生支援策とするための PDCA サイクルを構築すること。

また、生活・就労に必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供するとともに、日本語を教えるボランティア等の養成講座を実施し、AI を活用し人材の育成・確保を行うこと。

特に、技能実習生や特定技能、「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格で来日する外国人については、建前上「基礎的な日本語能力がある」とされているが、実際には日本語がほとんど話せないケースも多く、受け入れ企業への指導・支援が必要である。

さらに、大阪府内の日本語教室の多くがボランティアに依存している現状を踏まえ継続的な財政支援を講じること。

<新規>

### ④働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化

受動喫煙防止条例の再啓発を実施し、飲食店等での喫煙所の設置だけではなく、喫煙・禁煙表示等への補助、啓発にかかる費用について予算等を確保すること。

また、2020年4月1日に施行された「健康増進法の一部を改正する法律」が適正に運用されているかなどの実態把握を行い、状況に応じて必要な施策を検討・実施すること。

(1)③就労支援に関しては、地域就労支援センターにて、外国語翻訳のタブレットを常備活用し、就労支援に努めます。

また、外国人の受入れ、定着についての情報発信に努めます。

(産業振興課)

(1)③令和2年度から日本語教育の推進に関する法律に基づき、鳴滝識字教室と泉南日本語教室の実施を支援しており、泉南市在住または在勤の方を対象に鳴滝識字教室は週に1回、泉南日本語教室は週に2回、教室を開催しています。引き続き外国人労働者をはじめ様々な方に学習の場を提供できるよう支援に努めます。

(生涯学習課)

(1)④本市では、健康教室、乳幼児健診および母子健康手帳交付時に、喫煙が及ぼす身体への影響についてという話もおろまぜながら保健指導を実施しており、また広報紙、ポスター等での受動喫煙に関する周知、啓発を今後も継続して行います。

実態調査については、大阪府にて飲食店実態調査、府民への意識調査が行われており、喫煙可能店の減少、受動喫煙防止条例の認知度の上昇がみられています。今後も引き続き、保健事業や広報等で、受動喫煙防止、喫煙の害および禁煙外来についての啓発活動に努めます。

(保健推進課)

(1)④庁舎敷地は健康増進法第28条第5号ロで指定する第一種施設であるため、大阪府受動喫煙防止条例第8条の規定により、令和2年4月1日から喫煙を禁止しています。(総務課)

**(2) ジェンダー平等社会の実現に向けて**

**①女性活躍・両立支援関連法の推進について**

女性活躍推進法の周知・啓発をさらに  
行い、事業主行動計画の策定が義務化さ  
れていない 100 人以下の企業に対しても、  
行動計画の策定を強く求めること。  
また、泉南市として特定事業主行動計画  
を策定したうえで、「男女の賃金差異」に  
ついて数値の公表だけでなく分析し、是  
正に取り組むこと。

企業における女性の登用や職域拡大、  
働き方の柔軟化に向け指導や好事例の  
周知を行うこと。

改正育児・介護休業法（2025 年 4 月 1  
日施行）についての改正点の内容を周知  
し、特に男性の育児休業取得がさらに促  
進するよう、取り組み事例の発信と啓発  
活動を行い、「育児休業が確実に取得で  
きる」職場環境整備に取り組むこと。

**②女性の人権尊重と被害への適切な対応について**

メディア等での性の商品化や暴力的  
表現を見直し、女性の人権を尊重した表  
現が行われるよう、各方面に働きかける  
こと。

改正「DV防止法」「大阪府配偶者等か  
らの暴力の防止及び被害者の保護等に  
関する基本計画（2022-2026）」を周知し、  
具体的取り組みをすすめること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目の  
ない支援ができるよう具体的な計画を  
策定すること。「不妊治療」の妊活支援と  
しての「ルナルナ」の実効性を上げるた  
めの周知と利用者の悩み事に対応でき  
る体制の充実を行うこと。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被  
害、性的指向・性自認（SOGI）に関  
する差別など、様々なジェンダー課題で  
被害を受けた方々にきめ細かな対応が  
できるよう職員に対する研修を継続的  
に実施し、相談窓口の周知や啓発活動  
を行うこと。

(2)①市内の中小企業に対しての周知・啓発に  
ついて、関係機関と連携しながら検討します。

**(産業振興課)**

(2)①本市においては「泉南市における女性職  
員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」  
に基づき、本計画を通じて女性が職業生活にお  
いてその個性と能力が十分に発揮できるよう  
適材適所の配置に努めます。

また、性別を問わず全ての職員が育児・介護  
休業制度を取得しやすい環境づくりや利用促  
進に向け、休暇制度等の周知・啓発を行います。

**(秘書人事課)**

(2)②本市では、特定妊婦として要保護児童対  
策地域協議会で管理が決定された妊婦に対し  
ては、サポートプランを作成し、母子保健と児  
童福祉が連携し、必要に応じて産前訪問を共同  
で実施しています。

また、出産後も共同で訪問し、育児手技や養  
育環境を確認し、母子に必要な支援や社会資源  
の情報提供を行なっています。

「不妊治療」の妊活支援として、不妊・不育  
専門相談窓口をウェブサイト等で周知し、また  
「ルナルナ」を掲載している大阪府のウェブサ  
イトの紹介など、相談できる環境を支援すると  
ともに、不妊・不育治療費等の一部を助成する  
経済的支援を実施しています。

**(保健推進課)**

(2)②特定妊婦に対する切れ目のない支援につ  
いて、特定妊婦として要保護児童対策地域協議  
会で管理が決定された妊婦については、母子保  
健と家庭児童相談室が連携し、必要に応じて産  
前訪問を共同で実施しています。

また、出産後も共同で訪問し、育児手技や養  
育環境を確認し、母子に必要な支援や社会資源

<p><b>③多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて</b></p> <p>「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・府民一体となって啓発活動に取り組むこと。</p> <p>「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体、市民の理解と普及促進を図り、大阪府との自治体間連携を強化すること。</p> <p>また、「大阪府パートナーシップ専制証明制度」に対する企業や団体含む市民の理解と普及促進を図るとともに、泉南市においても条例制定をめざすこと。加えて、人権に配慮しLGBTQをはじめ誰もが使用しやすい府内施設（多目的トイレ等）の整備だけでなく、プライバシーや安心感が担保されるよう取り組むこと。</p> <p><b>(3)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について</b></p> <p>顧客、取引先にもハラスメントに含まれるため、中小企業の防止対策について周知・支援し、当事者からのハラスメント相談やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談への体制を充実・強化すること。</p> <p>また、東京都はカスハラ防止条例を制</p>	<p>の情報提供を行っています。</p> <p style="text-align: right;"><b>(家庭支援課)</b></p> <p>(2)②「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、DV 被害者への支援体制を整えていきます。DV を含む人権侵害、ハラスメント被害、性的マイノリティなど、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう、市内相談窓口の周知や啓発活動を行うとともに、研修や連絡会議を実施し、庁内の関係機関等との連携強化、また、被害者保護の対応から自立支援の取組をすすめるため、女性相談支援員の配置に努めます。</p> <p style="text-align: right;"><b>(人権推進課)</b></p> <p>(2)③本市では、せんなん男女平等参画プランに基づき、性同一性障害を有する方などの人権を尊重するため、性の多様性、性的マイノリティの人権問題に関する講座を開催し、市民に対し、様々な性についての理解の啓発に努めています。</p> <p>パートナーシップ宣誓証明制度については、現在、府の制度を運用しているところですが、各自治体の状況を踏まえ検討します。</p> <p style="text-align: right;"><b>(人権推進課)</b></p> <p>(2)③本庁舎および別館庁舎において誰もが使用しやすい多目的トイレを設置しています。</p> <p style="text-align: right;"><b>(総務課)</b></p> <p>(3)大阪労働局と情報共有を図り、労務管理やワークルールについての周知啓発を行います。</p> <p>また増加しつつある労働問題については、労働相談、法律相談等の専門相談事業を実施することでその解決に取り組むとともに、大阪労働局と情報共有を図り、啓発に努めます。</p> <p style="text-align: right;"><b>(産業振興課)</b></p>
--	---

<p>定し、25年4月から施行している。被行為者として、学校教諭も対象となっていることから、カスタマーハラスメント対策も広く周知すること。ハラスメント被害者が相談窓口にすぐに連絡しやすくなるよう、大阪府が2025年4月より開始した「中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業」を活用した取り組みを強化するとともに、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織などにも相談窓口を設置するよう働きかけを行うこと。</p> <p><b>(4)治療・介護と仕事の両立に向けて</b>  「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小零細企業に浸透するよう、関係団体と連携し周知・啓発を行い、事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。大阪府が2025年3月に改定した啓発冊子「女性活躍応援BOOK!」の情報を活用しながら、企業の理解と対応力の向上を図ることを求めること。</p> <p>不妊治療について事業主および社会全体への理解促進を要請し、治療と就労の両立を支援する環境整備を進めるとともに、卵子凍結など将来の妊娠に備えた選択肢に対する助成制度の充実を図ること。</p> <p>事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機会を提供すること。</p> <p>大阪府内でも、国の助成制度と連携した支援が進められており、今後はより柔軟で包括的な支援体制を構築すること。</p>	<p>(4)病気の治療や介護を行いながら働く労働者に対し、事業主が適切な配慮が行えるよう、大阪労働局をはじめとする関係機関との情報共有、啓発に努めます。</p> <p>また、テレワークやスポットワーク等、在宅での就労や、空き時間を利用した就労等への支援策を検討していきます。</p> <p style="text-align: right;"><b>(産業振興課)</b></p>
<b>2. 経済・産業・中小企業施策</b>	
<p><b>(1)中小企業・地場産業の支援について</b>  <b>①「中小企業振興基本条例」による取り組みの実効性確保について</b>  大阪府の中小企業振興策において、中小企業は工業高校と連携を密にし人材確保に努めること。人材育成支援やDX導入支援など具体的な振興策の策定や、行政の支援策の周知をはかり、取り組み件</p>	<p>(1)①大阪府等で実施している人材育成支援策等について、広く啓発を強化します。</p> <p style="text-align: right;"><b>(産業振興課)</b></p>

数を増やすこと。特に、府が推進する「M O B I O（ものづくりビジネスセンター大阪）」を活用したDXセミナーや人材育成支援プログラムなどを、より多くの中小企業に届けるための広報・連携体制の強化すること。

### ②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やOBなどをカイゼン活動のインストラクターとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を経済産業局と連携し人材を確保すること。とりわけ、現場改善のノウハウを持つ人材の地域内循環を促進し、中小企業の生産性向上と人材育成の両立の実現を図ること。

また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府として独自の支援制度を創設し、スクールの継続的な運営と人材派遣体制の強化を図ること。

### ③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

工業高校や工業高等専門学校の特攻科などが定員割れし、統廃合の対象になっていることに危機感を感じている。工業高等専門学校等を活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充し、技能五輪大会や大阪府の支援策を広く周知広報すること。

さらに、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を必ず行うこと。特に、訓練にかかる費用や大会参加に伴う旅費・滞在費など、企業の負担が大きい部分に対しては、大阪府独自の補助制度を創設し、継続的な支援体制を構築すること。

(1)②大阪府と協議を図りながら検討します。  
(産業振興課)

(1)③本市には工業高校や工業高等専門学校が存在せず、協力体制の構築は難しいものの、商工会等と連携し、広く情報収集および情報発信を行います。

(産業振興課)

#### ④事業継続計画（BCP）策定率の向上にむけて

「BCP策定大阪府スタイル」の効果検証を行うとともに、特に中小企業に対して、BCP策定に必要なスキルやノウハウ、策定によるメリットを広く周知すること。

併せて、策定率の向上を図るため、市町村、商工会・商工会議所、金融機関等との連携策を一層強化すること。

さらに、府の補助事業として実施されている、超簡易版BCP『これだけは！』シート等を活用したセミナー・ワークショップ・経営相談の実績を明らかにし、取組の効果を可視化すること。

加えて、「事業継続力強化計画」に基づく低利融資や税制優遇といった支援策の利用状況を把握し、より多くの中小企業が活用できるよう促進すること。

また、BCPの一環としてのサイバーセキュリティ対策についても、啓発活動を強化し、企業の意識向上を図ること。

#### (2)取引の適正化の実現に向けて(★)

フリーランスを含めたすべての働く者の雇用と生活を守るために、取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」および「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みをさらに推進・拡大するよう、大阪府として積極的な働きかけを行うこと。特に、府内中小企業に対しては、制度の意義や活用方法をわかりやすく伝えるセミナーや相談窓口の設置、成功事例の共有などを通じて、実効性のある支援を強化すること。

また、大手企業に対しても、下請企業との公正な取引慣行の確立に向けて、「パートナーシップ構築宣言」への参加を促すとともに、価格交渉における透明性と対等性を確保するよう指導を強化すること。

(1)④商工会と連携し、事業継続に関する基本計画の策定を進めるとともに、市内中小企業に対し、BCPに必要な考え方、策定手順、見直し方法、実効性の確保等、普及に向けて必要な知識を得る機会の提供と周知啓発に努めます。

あわせて、中小企業においてもサイバーセキュリティへの啓発を行います。

(産業振興課)

(2)大阪府と連携し、必要な情報の周知啓発に努めます。

(産業振興課)

### (3) 公契約における取引の適正化の実現に向けて (★)

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。特に大阪府の業務委託における「インフレスライド条項」については、受注者の利益を損なわない「増額スライド額」とするよう、現行の「経営上最小限度必要な利益まで損なわない」という表現を、「経営上必要な利益まで損なわない」に改めること。これにより、受注者が適正な利益を確保できる制度運用とすること。

また、情報サービスやソフトウェア発注取引においても、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に準拠・遵守し、短納期・低価格発注の是正を図ること。特に、IT・デジタル分野では人材不足が深刻化しており、適正な労務費の確保が困難な状況が続いているため、府としても発注仕様の見直しや予算措置の柔軟化を進めること。

加えて、少なくとも、入札参加事業者が労働基準法違反により是正勧告を受けた場合や、労働組合法に基づく不当労働行為命令を受けた場合には、一定期間入札から排除するなどの措置を講じることを明記し、公契約における労働者保護の実効性を高めること。

### (4) 公契約条例の制定について

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ることで、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」(ILO 第 94 号条約型)の制定を積極的に推進すること。

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、公契約締結においては人権デューデリジェンスへの配慮を確保すること。特に、外国人労働者や非正規雇用者を多く抱える業種においては、労

(3) 市から民間企業への発注は各部署で幅広く行われており、国通知、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針などを踏まえ、必要な予算を見込むとともに、受注者からの要請などに対しては、適切に対応するよう努めています。

また、事業者が法令違反に伴い監督官公庁から処分や商号の公表がなされた場合、指名停止措置を行う旨の要綱を定め公表しています。

(契約検査課)

(4) 労働者の賃金・労働条件を決め、その決めた内容を実際に現場労働に適用する規定を設けることは、本来、法律において規定するべきものであるとの考え方もあることから、国に対し関係法令の整備について要望を行っています。今後も国の動向や既に制定している自治体の運用状況について注視するとともに、公共調達における人権尊重の取組への配慮も含め、引き続き検討課題として取扱います。

(契約検査課)

働条件の透明性や適正な契約履行が確保されるよう、契約条項への明記や監査体制の強化を図ること。

#### (5) 海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、または海外事業展開を図ろうとする企業に対し、ILO中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止・児童労働の廃止・差別の排除）の遵守の重要性について、府として明確に周知徹底を図ること。特に、現地法人の経営層やマネジメント層に対しては、労働者との対話や労働条件の整備に関する研修や情報提供を強化すること。

また、海外事業拠点や取引先を含むサプライチェーン全体において、人権デュー・デリジェンス（HREDD）の必要性についても周知徹底を図ること。大阪府としては、国が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」や、2025年にEUで施行された「企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）」などの国際的な法制度を踏まえ、府内企業が適切な対応を取れるよう支援体制を整備すること。

#### (6) 産官学等の連携による人材の確保・育成

「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取り組みを参考に、産学連携により、地域を支える産業の人材を育成する枠組みを持続的に進めること。特に、大阪府内においては、製造業やエネルギー関連産業、DX・脱炭素分野など、成長が期待される分野において人材不足が深刻化しており、産業界・教育機関・自治体が一体となった人材育成の仕組みづくりを行うこと。

関西蓄電池人材育成等コンソーシアムでは、蓄電池関連産業の集積が進む関西地域において、2030年までに約3万人の人材育成を目標に掲げ、高校・高専・大学・社会人向けの教育プログラムを産

(5) 海外事業展開を図ろうとする地元企業があれば、大阪府、大阪産業局等と連携して協力するとともに、労働条件の整備についても啓発を行い、労働相談、法律相談等の専門相談事業を通じてその解決に取り組むとともに、大阪労働局とも情報共有を図り、啓発に努めます。

(産業振興課)

(6) 地域産業における人材の確保・育成について近畿経済産業局などと情報共有を図るとともに、効果的な施策について検討をします。

(産業振興課)

<p>学官連携で展開している。</p> <p>ただし、現行の枠組みにおいては、経済産業省の地方局（近畿経済産業局）が主導するため、大学や高専は対象となっている一方で、工業高校は都道府県の教育委員会の所管であることから、制度上の連携が不十分な場合がある。</p> <p>このため、既存の枠組みで工業高校が対象となっていない場合には、制度の拡充を図り、工業高校も積極的に参画できるように調整を行うこと。</p> <p>また、同様の枠組みを他産業分野にも横展開し、地域の中小企業やスタートアップが求める実践的なスキルを持つ人材の育成に取り組むこと。</p>	
<b>3. 福祉・医療・子育て支援施策</b>	
<p><b>(1)地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について</b></p> <p><b>①生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について</b></p> <p>令和6年生活困窮者自立支援改正法による支援会議が未設置の場合、早急に設置すること。また、設置済みであれば人材確保、予算措置等の運営支援を大阪府に求めること。</p> <p><b>②住宅セーフティネット法の周知徹底について</b></p> <p>2025年10月に施行予定の「改正住宅セーフティネット法」について広く周知するとともに、地域居住支援協議会の未設置自治体は設置支援、既設地域への運営支援強化を大阪府に求めること。</p> <p><b>③住宅確保要配慮者の実態把握の推進について</b></p> <p>住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々の実態調査（住居確保要配慮者調査）を定期的実施し、相談支援体制を整備するなど、支援の対象となる当事者や支援現場の声を施策に反映させるしくみを構築すること。</p>	<p>(1)①支援会議について、令和8年度設置に向けて進めています。引き続き国庫負担金および国庫補助金を申請して事業を行います。 <b>(生活福祉課)</b></p> <p>(1)②大阪府と連携し進めます。 <b>(生活福祉課)</b></p> <p>(1)③支援会議を運営する中で、困難を抱える人の情報を共有し、支援を実施します。 <b>(生活福祉課)</b></p>

**(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について**

**①がんの早期発見・早期治療を推進する検診体制の強化について**

学生期からがん検診の重要性を広く周知するとともに、検診率の高い市町村の好事例を共有化するなど、がん検診の受診率向上施策（広報、受診勧奨、無料クーポン配布等）を強化すること。加えて、働き盛りの世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」へのアプローチも強化すること。

**②口腔保健事業の周知徹底について**

すべての市町村でライフステージごとの歯科健診や高齢者の介護予防のための口腔機能評価が適切に実施されるよう、地域格差の是正に向けた支援体制を構築すること。

**(3) 医療提供体制の整備に向けて (★)**

**①医療人材の勤務環境と処遇改善につ**

(2)①本市では、例年「二十歳のつどい」にて、子宮がん検診の啓発チラシを配布し、がん検診の重要性について周知しています。

受診率向上のために、無料クーポン（20歳女性に子宮がん検診、40歳女性に乳がん検診）を送付、節目年齢の市民にがん検診受診勧奨通知、未受診者に再勧奨通知を送付し、また、特定健康診査とがん検診を同時に実施することで、市民の利便性向上に努めています。

働き盛りの世代に対しては、日曜日検診を実施、住民税非課税世帯・生活保護受給世帯に対しては、検診費用を無料とし、受診機会の確保に努めています。

**(保健推進課)**

(2)②本市では、1歳7か月、2歳6か月、3歳6か月の幼児に対して歯科健診を実施し、幼児期からの歯科に関する啓発および指導を実施しています。

また、妊婦歯科健康診査を実施しており、妊娠届出時に受診票を発行し、妊娠期の口腔衛生についての啓発を行っています。

また、成人を対象に20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳を対象に歯周疾患検診を実施し、歯周病の早期発見、早期治療につなげています。

**(保健推進課)**

(2)②高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施において、歯科医師によるオーラルフレイル予防講演会および「まちかど健康チェック」と題して、地域の商業施設に出張し体組成測定や握力測定、血圧測定と一緒にかむ力測定（咀嚼力測定）を実施します。

また、75歳になられた後期高齢者医療新規加入者への全戸家庭訪問により、きめ細やかな支援を実施します。個別対応により、歯科健診の重要性を説明し、受診率向上に努めます。

**(保険年金課)**

(3)①本市では、初期救急医療および二次救急

いて

労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスの実現にむけて、医師の労働時間上限規制への整備を図るなど健康配慮に対する取り組みを強化すること。

医療従事者の賃上げに向けて、ベースアップ評価量等の取得支援として医療機関への情報提供や相談対応を強化すること。

また、看護師等の医療人材確保のためキャリアアップの仕組みの確立、専門性向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。潜在医療従事者が大規模災害等の緊急時に復職できる仕組みを、大阪府や医療機関と連携し構築すること。

地域性を考慮した保健所の体制整備を大阪府に求めること。

#### (4)利用者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて (★)

##### ①地域包括ケアの推進について

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供され、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組みが推進されるよう十分な支援を行うこと。

医療に対して、近隣市町と共同で運営に要する費用の一部を補助しており、医療人材の労働環境を含めた医療の提供体制の整備に努めています。

また、本市では市民病院は有していませんが、地域医療機関の看護職不足解消の1つとして医師会立看護専門学校への運営費補助を行い、地域医療の充実をめざしています。また、医師会の地域医療向上のための事業（講演会等）を支援しています。

今後も大阪府や医師会との連携を図りながら、地域医療の推進に努めます。

(保健推進課)

(4)①本市では、高齢者の現状や課題把握のため、3年に一度の高齢者の生活に関するアンケート調査を実施し、府の施策や関連計画と整合を図りながら、具体的な取組や計画を策定しています。アンケート結果や計画等を踏まえた上で、泉南市地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域包括支援センターの設置や委託、運営、職員の確保等に関すること等委員に諮り、その意見を受けて適切な整備・運営に努めています。

また、地域包括支援センターと連携し、高齢者の複雑化する支援困難な事例や介護離職に関する相談に対しても対応しています。

住民への周知・広報に関しては、広報紙およびウェブサイトへの掲載、市窓口での周知パンフレットの配布、また、子どもから高齢者まで参加できる認知症啓発イベント「WAO 伴」を地域包括支援センター等と一緒に開催し、周知活動に努めています。

引き続き、市と地域包括支援センターと一体的な運営が行うことができるよう体制の整備を図ります。

(長寿社会推進課)

## ②介護職員等の処遇改善に向けて

介護職員等処遇改善加算を算定する事業所に対して、処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則などに明記するなど、労働者に周知徹底するよう指導すること。介護職員等処遇改善加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含めた相談・支援体制を大阪府と構築し、取得促進をはかること。

## ③ハラスメントの防止対策について

利用者が介護保険を利用する際に、ハラスメント防止に向けたチラシを配布するなど、利用する家族も含めて周知徹底し、対策を強化すること。

## ④介護サービスの安定的な提供に向けて

2024年度の介護報酬改定により、介護人材の確保と働きやすい職場環境の整備を目的として、人員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、ケアの質、利用者の安全性が損なわれることや介護職員へ過度な負担を強いることがないよう、事業者への周知徹底をはかること。

(4)②介護職員等処遇改善加算関係業務を所管する広域福祉課において、「令和7年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について」（令和7年1月21日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）」（令和7年2月7日付け老発0207第5号厚生労働省老健局長通知）および「「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第1版）」の送付について」（令和7年2月7日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）に従い、処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業所には、期日までに処遇改善計画書等の提出を行うよう指導しています。また、広域福祉課が実施する集団指導および運営指導においても必要な指導を行っています。

また、介護職員等処遇改善加算未取得の事業所に対しても、同加算を取得できるよう広域福祉課において個別相談も含めた相談・支援を行っています。

**（長寿社会推進課）**

(4)③指定居宅サービス事業者等の指定、指導等を所管する広域福祉課のウェブサイトにおいて、大阪府内の介護事業所および施設に従事する職員および管理者等を対象に、利用者やその家族からのハラスメントについての相談窓口が設置された旨を周知しているほか、広域福祉課が実施する集団指導においても、大阪府が作成した「カスタマーハラスメント防止に係るチラシ」を資料として掲載しています。

**（長寿社会推進課）**

(4)④2024年度の介護報酬改定により人員配置基準の見直しが行われた点に関しては、指定居宅サービス事業者等の指定、指導等を所管する広域福祉課が令和6年度の集団指導の「資料2 令和6年度介護報酬改定等について」において周知しているところです。

**（長寿社会推進課）**

<新規>

### ⑤認知症対策について

地域において認知症の人やその家族を支えるために、認知症の予防とケア技術に関する研究開発・実践や、若年性認知症支援コーディネーターの配置など、認知症対策をより一層強化すること。併せて、若年性認知症を含む認知症に関する理解促進のために、認知症サポーター数の拡大に加えて、子どもや学生への啓発活動についても強化すること。また、若年性認知症の人の就労支援に向けて、企業等への啓発を強化すること。

### (5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて(★)

#### ①保育士等の確保と処遇改善・定着支援について

質の高い保育が可能となるよう、大阪府と連携した改善対策を講じ、保育士等の給与水準の見直しや労働条件・職場環境の改善を行うこと。併せて2026年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」に伴い、大阪府へ単独予算による更なる職員配置や職場環境の改善を要請し、研修機会の確保に努めること。

#### ②保留児童・隠れ待機児童の解消に向けて

2025年度を初年度とする「大阪府子ども計画」に掲げた目標達成に向けて、所管部署や関係機関との連携を強化するとともに、施策の進捗管理や評価を行い、具体的な施策を着実に実施し、子どもを取り巻く社会問題に対して、効果的な支援を提供すること。

#### ③地域子ども・子育て支援事業の支援体制について

大阪府子ども計画と連動しながら、自治体間の支援格差や担い手不足、情報提供や支援制度の周知不足、多様な家庭ニーズへの対応の遅れ、支援の隙間や制度間の連携不足など、身近で頼れる「地域

(4)⑤認知症カフェを12か所設置し、認知症の人やその家族が地域で交流できる場を設けています。若年性認知症に特化した認知症カフェが1か所、若年性認知症当事者が主体となり開催しているカフェが1か所あります。認知症サポーターは平成19年からの総計22,282名、うち令和7年度は11月時点で653名となっています。認知症サポーター養成講座は、こども園、幼稚園、小・中学校、高校、企業にも開催しています。

(長寿社会推進課)

(5)①職場環境の改善としては、保育補助員を雇用したり、ICTを導入したりしながら保育士の負担軽減となるようにしています。雇用に関しては、正規・常勤のほか、子育てをしながら短時間でも働けるような雇用形態も用意し、人材確保に努めています。

また、「こども誰でも通園制度」実施に伴う、職員配置や職場環境の改善を府へ要求していきます。

(保育子ども課)

(5)②「第2期泉南市子ども・子育て支援事業計画」(令和2年～令和6年)の進捗管理を次世代育成支援対策地域行動計画策定委員会において、各委員からの意見を「泉南市子ども計画」(令和7年度から開始)に反映しています。

今後も計画の進捗管理および各委員からの意見を基に計画を進めます。

(子ども政策課)

(5)③泉南市子ども計画(令和7年3月策定)では、関係各課と連携を図りながら策定を行いました。支援の隙間や制度間の連携不足が無いよう今後も関係各課と連携を図ります。

(子ども政策課)

のセーフティネット事業」として、自治体間の連携を強化するとともに、包括的かつ持続的な府独自の支援体制を構築すること。

#### ④子どもの貧困対策と居場所支援について

多様な背景を持つ家庭へのアウトリーチ型の支援を強化すること。また、支援制度や利用方法について、情報提供を強化すること。

#### ⑤居場所づくりのさらなる充実に向けて

居場所の設置や支援体制に地域差が出ないように、居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を保護者や子ども・若者が入手できる環境を整備し、情報提供を強化すること。加えて、居場所を運営する団体の経営の安定性や人材確保・雇用の安定につながる府独自の支援体制を構築すること。

#### ⑥子どもの虐待防止対策について

児童福祉司や児童心理司、相談員など専門人材の育成・確保をさらに進めるとともに、警察、学校、医療機関など関係機関との情報共有や連携体制の構築を進め、早期発見・対応を強化すること。

#### ⑦ヤングケアラーへの支援体制の整備について

情報源となる教育現場や地域での啓発活動を強化し、早期発見と認知度向上に取り組むとともに、福祉、教育、医療

(5)④家庭児童相談室の相談員が、子ども食堂への利用を促したり、必要に応じて同行支援したりしています。

(家庭支援課)

(5)⑤子ども食堂を開催している様々な主体が、相互に連携・情報交換を図り、地域ぐるみで子どもの居場所づくりに取り組めるよう、子ども食堂の運営を支援し、子ども食堂のさらなる普及・定着を図るため泉南市子ども食堂ネットワークを設置し、補助金を交付しています。送迎支援をしている子ども食堂等、泉南市内で10か所の子ども食堂が存在しています。子ども食堂の情報は市のウェブサイトに掲載し、マップ化もしています。

(家庭支援課)

(5)⑥11月1日から30日までの間、オレンジリボンキャンペーンとして、市役所、幼稚園、保育施設、小中学校、イオンモールりんくう泉南、駅前を含む公共施設等で児童虐待防止の重要性について周知するため、ポスターの掲示、のぼりの設置、ティッシュの配布等による啓発活動を行いました。オレンジリボン啓発ジャンパーの着用による啓発活動を実施します。

また、キャンペーン期間以外においても、ポスター等の掲示やウェブサイトを通じて、虐待の未然防止や通告義務について啓発周知を行い、学校等と連携の元、虐待の早期発見による未然防止に努めています。

(家庭支援課)

(5)⑦11月にオレンジリボンキャンペーンの一環として、ヤングケアラーの概念等について広く周知するため、本庁ロビーにポスター等を掲示し、啓発に努めています。

(家庭支援課)

<p>など多分野の連携強化に努め、重層的かつ継続的な支援を行うための体制を整備すること。また、総合相談窓口を設置するなど支援につなげる仕組みづくりを促進すること。</p>	<p>(5)⑦学校が日常的に接している立場を生かした、気づき、見守り、つなぐ役割を果たすことが重要であり、学校内および教育委員会への情報共有が円滑に行われる体制整備に努めます。</p> <p>また、家庭の事情により支援が複雑化する場合にはスクールソーシャルワーカー (SSW) が中心となって関係機関との連携を図ります。</p> <p style="text-align: right;">(指導課)</p>
<p><b>4. 教育・人権・行財政改革施策</b></p>	
<p><b>(1) 教職員の長時間労働是正と人材確保について (★)</b></p> <p>長時間勤務の是正に向けた取り組みについて効果・検証をはかり、府立学校・市町村立学校における働き方改革をさらに促進すること。</p> <p>また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。</p> <p><b>(2) 子どものゆたかな学びを保障する教育環境の整備について (★)</b></p> <p>深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW) の配置体制を更に拡大し、相談・支援実績を可視化すること。</p> <p><b>(3) 奨学金制度の改善について (★)</b></p> <p>経済的な理由や家計が急変したこと</p>	<p>(1) 令和 2 年度から国により順次行われていた小学校 35 人学級編制が今年度全学年において完了しました。この施策は中学校においても令和 8 年度から順次行われます。</p> <p>また、教職員の働き方改革として、校務支援システムの導入、学校閉庁日の設定、一斉退庁日の推奨および部活動休養日 (ノークラブデー) の設定を全校一斉に実施しており、ワークライフバランスの充実が図れるように学校長を通じ指導しています。</p> <p>教職員の欠員対策については、任命権者である大阪府教育庁が定める制度を活用し、欠員を生じさせないよう努めます。</p> <p>また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を充実させることにより役割を明確にした多面的な支援体制の構築することや、ストレスチェック事業を実施することにより府費負担教職員の労働安全衛生体制の確立に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(指導課)</p> <p>(2) スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW) ごとの対応実績を可視化しており、深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、暴力行為、不登校、自死等への対策として、支援が十分に行き届いているか協議を行うとともに、必要に応じて配置の充実に努めます。</p> <p>また、増加の一途をたどる不登校児童生徒支援のため、校内教育支援ルームの設置および校内教育支援員の配置拡張に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(指導課)</p> <p>(3) 改善について、機会を通じて要望します。また新たな返済制度については、現在のところ予</p>

により、高校・大学への進学への断念や退学することがないように、独自の給付型奨学金制度の対象者枠を拡充するとともに、大学・大学院への進学に対する独自の制度創設を検討すること。

#### (4) 労働教育のカリキュラム化について (★)

労働教育や労働安全衛生教育を体系的に学べるようカリキュラム化を推進すること。加えて、教員が労働に関する知識を深め、生徒に適切な指導ができるよう、指導体制を整備するとともに、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を活用した教育活動をさらに充実させること。併せて、職業訓練校においても、労働教育を推進すること。

#### (5) 人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について

2023年に開設されたインターネット上の誹謗中傷やトラブルに特化した専門相談窓口「ネットハーモニー」や、人権に関する各種相談窓口についても、広く府内に認知されるよう周知徹底し、活用を促進すること。加えて、相談体制を整えるとともに、相談事例や市町村別の事象を分析するなど実態把握に努め、人権施策を推進すること。

#### (6) 行政におけるデジタル化の推進について

デジタル化を進めるにあたり、デジタ

算の関係上、創設の予定はありませんが、「奨学金」制度の充実は利用者にとって重要なことと認識していますので、他課と連携し検討を進めます。相談窓口についても他課と連携し、充実を図ります。

(指導課)

(4) 泉南市立中学校では、全ての中学生を対象に「職業体験」を実施しています。この体験は単なる実習にとどまらず、学んだことをプレゼンテーション形式で発表し、全体での共有を重視しています。また、職業体験に先立ち、企業からゲストティーチャーを招き、「勤労・生産」に関する講話を行う学校もあります。この取組は小学校にも積極的に取り入れられており、特に中学校区における小中連携を通じて、キャリア教育の充実を図っています。さらに、探究活動の充実をめざし、地域や企業との連携を強化する学校も増えています。

(指導課)

(5) 本市では、平成29年8月に策定した泉南市人権行政基本方針、令和元年8月に策定した泉南市人権行政推進プランや、令和7年5月に策定した泉南市部落差別解消推進基本方針プランにおいてもインターネット上の人権問題として位置付けており、今後も引き続きインターネット上の権利侵害に関する相談・支援について、モニタリングを行うなど実態把握に努め、専門機関と連携して取組みます。

また、子どものインターネット利用に関して、適切な利用や自らの権利を守る方法について、子ども・保護者への教育・啓発を進め、令和7年度には、インターネット上のSNSやテレビ、新聞等の無数にあるメディアからの情報を正しく理解するためのメディア・リテラシーと人権、ソーシャルメディアをテーマにした講演を開催し、今後も市民の人権意識の向上に向けた啓発・周知を推進します。

(人権推進課)

(6) 本市のデジタル化を推進するにあたっては、職員の意識改革とデジタル人材の確保・育成に努めるとともに、令和6年1月に導入した

ル人材の確保や市町村の電子システムの導入、周知など、誰もが便利で快適に利用可能なデジタル行政を、促進すること。併せて、市町村HPから my door OSAKA (マイド・ア・おおさか) へリンクさせ、利用者数の拡大をはかるとともに、デジタル機器に不慣れな府民へのフォロー体制を整備するなど、対応を推進すること。

**(7)「マイナンバー制度」の理解促進および「マイナンバーカード」の普及に向けて**

公平・公正な社会基盤としてのマイナンバー制度の理解促進と一層の活用に向け、さらなるマイナンバーカードの普及促進をはかること。また本年は、マイナンバー制度がスタートして10年、マイナポイント事業開始(電子証明書)から5年が経過することによる期限切れ問題に加えて、運転免許証との一体化など、府民に混乱なく利便性の周知を徹底するとともに、セキュリティへの不安をなくし安心して利用できる環境を整備すること。

**(8)政治参加への意識向上にむけて**

各級選挙の投票率が全国的に低下傾向にある中、特に若者の無関心層にどうアプローチするかが課題となっている。投票機会の確保、投開票の簡素化の観点から、電子投票を可能とする条例制定に取り組み、電子投票のデジタル機器確保に向けた予算措置を講じること。加えて、移動手段が制限された高齢者、障がい者、傷病者などの選挙権保障のため、郵便等投票制度の手続きの簡素化を進めること。

オンライン申請システムである泉南市スマート申請システムの普及促進を行い市民の利便性向上に努めます。

my door OSAKA (マイド・ア・おおさか) については、事例の確認や利用方法の検討に努めます。

また、デジタル機器に不慣れな方に対して、国の事業を活用したスマホ講座を令和7年度中に計6日間開催し、令和8年度以降もデジタル機器に不慣れな市民への情報格差の解消に向けた取組の実施に努めます。

(デジタル推進課)

(7)市民がセキュリティへの不安をなくし安心してマイナンバーカードを利用できるよう、運転免許証との一体化などを含め、制度の安全性に関する情報などを、市の広報紙やウェブサイト等を通じて周知するなど、「マイナンバー制度」の理解促進および普及促進に努めます。

(デジタル推進課)

(8)今後選挙権を持つ若者へのアプローチとしては、令和6年度より中学校に加えて小学校においても出前授業、模擬投票を行ってまいりましたが、令和8年度につきましても引き続き行います。

電子投票の導入については、全投票所のネットワーク構築が前提となり、費用負担の面からも、現在の本市の状況においては直近での導入については消極的に捉えています。将来的には現投票所施設の老朽化、人口減少等により、市全体の公共施設等の最適化計画に合わせた投票区および投票所施設の見直しを推進する必要があります。併せて検討が必要なものと考えます。今後も引き続き、導入および維持に係る費用と、選挙人の利便性向上や、それに伴う投票

	<p>率の向上や投開票の簡素化などの費用対効果を十分に検討しつつ、より低コストでの実施方法や、導入済みの自治体での事例を研究します。</p> <p>また、郵便等投票制度の手続きの簡素化については、同旨の内容が全国市区選挙管理委員会連合会の公職選挙法等改正要望事項にも挙がっています。本市においても郵便等投票制度の手続きの簡素を引き続き要望していく姿勢です。</p> <p style="text-align: right;">(行政委員会事務局)</p>
--	---

**5. 環境・食料・消費者施策**

<p><b>(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて (★)</b></p> <p>令和7年度の大阪府食品ロス削減推進計画を早期に改定し、2030年度の目標達成に向けて、実効性のある施策を継続的かつ戦略的に実行すること。特に、外食産業をはじめとする食品関連事業者に対して積極的に働きかけ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」への参加を促進し、「パートナーシップ事業者」の拡大を図ること。</p> <p>市民に対しては、外食時の「3010 運動」など「食べきり」「持ち帰り」を基本とする啓発活動や環境整備を進め、泉南市の取り組み内容を示すこと。</p> <p>また、産・学の取り組みによる、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。</p> <p><b>(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について</b></p> <p>食品ロス削減と生活困窮者支援の両面で重要な役割を果たしているが、活動団体の多くが慢性的な人手不足や運営資金の確保、設備面での制約といった深刻な課題を抱えている。これらの課題を解決するため、府としてフードバンク団体への具体的かつ継続的な支援を行うこと。</p> <p>また、活動団体が直面する課題に対して、相談窓口の設置や、行政・企業・NPO等の関係者で構成する「フードバンク推</p>	<p>(1)引き続き食品ロス削減に向け、広報紙やウェブサイト、小学校での出前授業やイベント等、様々な機会を通じて「パートナーシップ事業者・3010 運動・食べきり・持ち帰り」等の促進や啓発に取組みます。</p> <p>また、「廃棄される農作物・特産品の有効活用策」については、関係部署とも連携を図り食品ロス削減に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(清掃課)</p> <p>(2)本課において自立相談支援事業等を委託している事業者にて現在フードバンク活動を行っているところです。</p> <p>加えて、清掃課において廃棄食料をフードバンク活動に活用する構想があり、現在清掃課と委託先事業者にて協定を結び廃棄食料をフードバンク活動に活用するための準備を進めているところです。</p> <p>本市にてフードバンク活動を行っている事業者が前述の委託事業者のみであり、その事業者とは常に情報交換を行っていることから現時点では協議体設置の予定はありません。</p> <p>また、社会的認知向上については、現在行っ</p>
--	---

進協議会」の設置を検討し、課題解決に向けた協働体制を構築すること。さらに、フードバンク活動に対する社会的認知を高めるため、府民・事業者を対象とした広報・啓発活動を強化すること。特に、学校教育や地域イベント等を通じた啓発の機会を拡充すること。

加えて、食品寄附の安全性確保に向けて、行政と民間団体が連携し、衛生管理や品質管理に関する共通ルールの整備・周知を進めること。「フードバンクガイドライン」を地域で積極的に活用し、住む地域によって支援の質や量に差が生じないように、市町村と連携して取り組みを標準化すること。

### (3) 消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）

大阪府内において、消費者による過度なクレームや迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）が深刻化しているにもかかわらず、現時点で包括的な条例やガイドラインが未整備であることは大きな課題である。従業員の安全と尊厳を守るため、カスタマーハラスメントの防止に向けた条例の制定に向けて、環境整備を早急に行うこと。

また、条例策定にあたっては、現場の実情を反映させるため、労働組合や労働団体の参画を確保し、その役割と意見を明確に位置づけること。

さらに、消費者に対して倫理的な行動を促すため、カスタマーハラスメントの問題を正しく理解させる啓発活動や、学校・地域・企業を通じた消費者教育を体系的に展開すること。

### (4) 消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）

成人年齢の引き下げやICTの急速な普及により、若年層が消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっているにもかかわらず、学校教育現場での対応には地域差があり、体系的な支援が不十分で

ている広報活動の強化充実に取組みます。

(生活福祉課)

(3) 消費者庁が唱える消費者教育について、啓発冊子等を活用しながら普及・啓発に努めます。

(産業振興課)

(3) 市民サービスの向上および職員の通話対応の品質向上などを目的として通話録音システムを導入しています。導入効果として、職員への暴言等が減少していると感じています。

(総務課)

(4) 成年年齢引下げによる若年層に対する消費者教育の重要性は認識しており、新成人および市内小中学校へ啓発グッズや啓発チラシを配布しています。今後も引き続き、関係機関と連携し、情報発信等を図り、消費者教育の推進に努めます。

(産業振興課)

ある。これを踏まえ、学校現場での啓発活動や支援体制の拡充を図ることに加え、保護者とともに学べる教材の作成や家庭での学習支援の仕組みを整備すること。

また、公共交通機関におけるトラブルや迷惑行為の増加に対応するため、利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発活動を強化し、「公共交通の安全・安心な利用」につながる多様な対策を講じること。さらに、駅構内や車内での防犯体制の強化を図るとともに、防犯カメラの設置や警備員の配置など、公共交通機関事業者が独自に行う安全対策に対して、費用補助等の支援措置を早急に検討・実施すること。

加えて、「消費者保護審議会」への労働団体の参画を求め、女性・高齢者・障がい者など移動に配慮が必要な人々の安全な移動を保障するため、財政的支援を行うこと。

#### (5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府内における特殊詐欺被害は依然として深刻であり、令和6年には認知件数2,644件、被害額約61億円と過去最悪の水準に達している。このような状況を踏まえ、特殊詐欺の新たな手口や実態を迅速に把握し、府民に対する情報提供や注意喚起を効果的かつ継続的に行うこと。

特に高齢者を狙った被害が多発していることから、令和7年3月に改正された「大阪府安全なまちづくり条例」の内容について大阪府と連携し、より一層の周知徹底を図り、条例の実効性を高めるための広報・啓発活動を強化すること。

また、従来型のチラシ・ポスター・テレビCM等による周知についても、視認性や訴求力を高めた内容に刷新し、地域の実情に応じた配布・掲示を行うこと。

#### (6) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表

(4) 市内の防犯活動に関する啓発は、警察機関や地域社会との連携を強化し、広報紙やウェブサイト、SNSなど、様々な機会を活用して行なっています。また、公共交通機関の事業者による独自の防犯対策とも情報共有を積極的に進めます。引き続き、市民の防犯意識の向上を図り、各種犯罪の防止に向けた取組を推進します。

(ふるさと戦略課)

(4) 警察機関をはじめとする関係機関や地域との連携をとりながら、官公庁連絡会等あらゆる機会を通じて公共交通機関のトラブルや迷惑行為と事業者が独自に行う施策について積極的な情報共有を行います。

(秘書人事課)

(5) 特殊詐欺対策として有効な留守番電話の効果的な使い方などをはじめとした様々な悪質商法の被害防止について、チラシやウェブサイト、SNSを活用して啓発に努めます。

(産業振興課)

(5) 詐欺被害については、警察や防犯委員会と協力し、啓発に努めます。

(生活福祉課)

(5) 65歳以上の市内在住高齢者を対象に、振り込め詐欺や還付金詐欺のような電話機を用いた特殊詐欺の被害を未然に防ぐために、自動通話録音装置の無償貸し出しを行っています。また、高齢者に向けて、警察と連携しながら啓発チラシ等を活用し注意喚起を行い、市の広報紙やウェブサイト、民生委員等を通して自動通話録音装置の無料貸与の促進を図り、高齢者の特殊詐欺の被害予防に努めます。

(長寿社会推進課)

(6) 「2050年カーボンニュートラル」実現に向

## 明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。

環境省の「地域脱炭素推進交付金」等の支援措置の活用を促進しつつ、泉南市としても必要な政策パッケージの整備を行うこと。

また、公民館・学校などの公共施設においては、国産の再生可能エネルギー設備、特に今後の成長が期待されるペロブスカイト太陽電池の導入を積極的に進めること。さらに、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく主な取り組みの進捗状況や支援内容を広く周知し、府民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。

加えて、政府の「グリーン成長戦略」における14の重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの進捗状況や今後の推進計画を共有するとともに、規制の見直しやインセンティブの導入を含めた必要な支援を強化すること。

## (7)再生可能エネルギーの導入促進について

大阪府では「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進しているが、導入にかかる初期コストや技術的ハードルが依然として高く、特に中小事業者や個人住宅における導入が進みにくい状況にある。これを踏まえ、調査・開発・導入にかかる各段階において、補助金や税制優遇などの支援措置を拡充すること。また、再生可能エネルギーの効率的な活用を図るため、高効率・大容量の蓄電技術の開発支援や、地域単位でのエネルギー最適化を可能とするスマートグリッドの構築に向けた支援制度を整備すること。

け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取組に努めます。

「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の主な取組の進捗や支援内容について市民・事業者への周知に努めます。

「グリーン成長戦略」の14重要分野を中心に、各方面からのニーズを的確に把握し、可能な限り、地方自治体として支援していけるよう努めます。

(環境整備課)

(7)再生可能エネルギーの導入促進に対応したいところですが、予算の確保が困難なことから、現時点では導入の予定はありません。

(環境整備課)

## 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

### (1) 交通バリアフリーの整備促進について

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、府内の鉄道事業者によるバリアフリー化が進展しているが、エレベーターやホーム柵などの設備は設置後の維持管理・更新に多大なコストを要するため、整備の持続性が課題となっている。これを踏まえ、設備の維持管理・更新費用に対する財政支援を行うこと。特に、設置後の補修や更新に対する補助制度の創設・拡充を早急に検討すること。

ノンステップバスや車いすでの乗降に対応した、バス停の整備を進めること。

また、高齢者や障がい者への介助は交通事業者に委ねられているが、人的負担の増加により対応が困難となっている現場もある。介助者の育成・教育に対する支援制度を創設し、質の高いサービス提供を持続可能とすること。さらに、ハード面の整備に加え、市町村や民間、地域住民の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを推進し、誰もが安心して移動できる社会の実現に向けた意識啓発を強化すること。

### (2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅における転落事故等を防止するため、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が進められているが、利用者10万人未満の駅では費用対効果の観点から整備が進みにくい状況にある。これを踏まえ、こうした中小規模駅における設置費用に対する助成制度を拡充すること。

また、設置後の維持管理・補修にかかる費用についても、現行制度では十分な支援がなく、長期的な安全確保の観点から、補修・更新に対する助成制度を新設・強化すること。

さらに、可動式ホーム柵に対する固定資産税の軽減措置については、現行では時限的措置にとどまっているため、これ

(1) 鉄道事業者の負担軽減と持続可能なバリアフリー整備のため、国に対し、鉄道駅バリアフリー料金制度の新たな財政支援を創設することを、強く働きかけるとともに、泉南市鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱の改定に取り組みます。

泉南市コミュニティバスにおいては既にノンステップバスを導入しており、今後利用しやすいバス停について検討します。

また令和7年度、樽井駅周辺地区バリアフリー基本構想の見直し中であり、バリアフリー整備や高齢者や障害者への介助、教育等の「心のバリアフリー」を推進します。

(都市政策課)

(2) 鉄道駅舎については大阪府鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助金交付要綱により、鉄道事業者が行う可動式ホーム柵の整備にあたって、国、泉南市が協力して補助金を交付します。

今後も鉄道事業者と密接に連携し、利用者の安全・安心な移動環境の整備に努めます。

(都市政策課)

を恒久的な減免措置とするよう制度改正を国に働きかけるとともに、府独自の財政支援策も検討すること。

### **(3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について**

交通安全対策や環境対策等に関する「運輸事業振興助成補助金」については、引き続きその継続を図るとともに、対象事業者の選定において中小事業者への支援を優先的に充実させること。また、補助金の適正な交付と透明性の確保を徹底すること。さらに、運送事業者の長時間労働の解消や交通渋滞の緩和を図るため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの整備を推進すること。あわせて、道路上での大型貨物車両や自動車運搬車両等の積み下ろし作業に対応できる多目的利用空間の創出について、市町村や関連事業者と連携し、具体的な整備計画を策定・実施すること。

### **(4) 自転車等の法令遵守・交通マナーの向上について**

自転車事故の防止と安全な交通環境の確保のため、自転車専用レーンの整備を計画的かつ重点的に進めること。特に通学路や観光地周辺など、利用頻度の高いエリアを優先的に整備対象とし、併せて歩道ラインの修繕も進めることで、歩行者と自転車の通行区分を明確化し、接触事故の防止を図る。

また、自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の利用者に対しては、法令遵守とマナー向上を徹底するため、交通違反に対する取り締まりの強化を図るとともに、購入時講習や利用前の安全教育の実施を義務化すること。特に、2026年4月1日から施行される自転車の青切符制度により、交通違反に対して反則金が科されることになることから、制度の周知徹底を図るとともに、自治体・教育機関・事業者と連携した啓発活動の強化

(3) 運輸事業における集配荷捌き場を設け、交通渋滞緩和に努めることは運輸事業の一環であり市としてのサポートは困難と考えます。運輸車両による積み下ろし業務に基づく交通渋滞については泉南警察署と連携して指導を継続します。

**(環境整備課)**

(3) 道路に求められるニーズの多様化について、国や府の方向性を踏まえながら多目的利用空間の創出の検討に努めます。

**(道路課)**

(4) 泉南市自転車活用推進計画に基づき、道路管理者や交通管理者である警察と連携・協議しながら、ネットワークの位置付けや最適な整備形態（自転車道、自転車専用通行帯、車道混在など）を検討し、整備を促進します。

また、大阪府や隣接する自治体の自転車活用推進計画との整合も図りつつ、今後計画の見直しを進めます。

**(都市政策課)**

(4) 歩道ラインの修繕については、緊急性の高い箇所を予算の範囲内で、市全体として検討します。

**(道路課)**

(4) 泉南警察署、泉南市交通事故をなくす運動推進本部、泉南市交通対策指導員会などの関係機関と情報共有し、毎月15日の早朝街頭指導等で自転車利用者に正しい通行方法を周知し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止

すること。

さらに、インバウンドを含む外国人観光客による交通ルール違反の防止に向け、レンタル事業者に対して多言語による交通ルールの説明を義務づけるとともに、利用前の簡易講習や確認テストの導入を検討すること。

#### (5) 子どもの安心・安全の確保について

全国で発生している道路の陥没事故や通学・通園中の交通事故を踏まえ、泉南市の道路インフラの安全性を確保するため、緊急点検を実施し、特に保育施設周辺の道路については「キッズ・ゾーン」の設置に向けて実行すること。

また、危険箇所の総点検を実施し、ガードレール未設置箇所については、危険度の高い場所から優先的に早期設置を行うこと。

あわせて、大阪市の「通学路安全プログラム」を参考に、電灯のLED化、歩行帯や横断歩道、幹線道路の白線・標示の劣化箇所に対するメンテナンスを計画的に実施すること。

引き続き、対策が必要な箇所の把握と改善が進むよう、大阪府に対して技術的・財政的な支援と指導を行うこと。

#### (6) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保（男女比 3:1）など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。

また、地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。

さらに、災害用トイレや簡易ベッドな

と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を図ります。

(環境整備課)

(5) 例年「泉南市通学路交通安全プログラム協議会」に出席しているため、関係機関と協議の上、キッズ・ゾーンの設置や歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号などのメンテナンスを検討し、協力を呼び掛けます。

(保育子ども課)

(5) 学校へ通学路における危険箇所の調査依頼を行い、内容を確認した上で、関連機関と連携を図りながら「通学路交通安全プログラム協議会」を開催しています。

(指導課)

(5) キッズゾーンの設定については、保育担当部局から協議があれば、警察と共に内容の精査を行い、設定に協力します。危険箇所への安全対策につきましても、保育部局や警察署ならびに地域団体と連携して努めます。

(道路課)

(6) 災害発生時の情報提供ツールとして、令和6年3月から運用を開始した泉南防災アプリは、市ウェブサイトやLINEとも連携し、情報発信の多重化と分かりやすい周知に努めています。また、防災無線の放送内容をスマートフォンで確認できる機能もあります。泉南防災アプリのダウンロード数は、令和7年10月末現在、6,000件を超えています。今後も、さらなる啓発とダウンロード数の増加を図ります。

避難行動要支援者名簿は、毎年更新をしており、対象者は、令和7年1月時点で8,600人、名簿登録者数は3,900人となっています。地域での訓練の支援としては、訓練時の事故によるけが等を補償する保険の適用や、備蓄物資の非常食で有効期限が近くなったものを有効活用するため、参加者に提供する等しています。

どの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新と、福祉避難所の指定促進に向けて市町村の取り組みを支援すること。

加えて、府内の小中学校および廃校となった学校施設の活用については、避難所としての機能確保の観点から十分な調査と把握を行い、基準を満たすよう建物の耐震性・衛生環境を含めた適切な維持管理を行うこと。

そして、IT化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段（衛星通信、無線機、掲示板など）の確保も重要である。情報の遮断は避難者の不安を増幅させるため、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力の強化すること。

#### (7)地震発生時における初期初動体制について

各自治体において、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めている現状を踏まえ、地震発生時に十分な初動対応がとれるよう、常時対応可能な人員体制を確保すること。

また、大規模災害時には交通機関の麻痺が想定されるため、勤務地にこだわらず柔軟に対応できるよう、日常的に市町村間の連携体制を構築し、相互応援体制の強化を各自治体に働きかけること。

さらに、災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化を進めるとともに、広域的な緊急輸送ネットワークの整備に必要な予算を確保すること。

加えて、企業との合同防災訓練の実施や、一時滞在施設としての備蓄要請など、企業の大規模災害時対応力を強化すること。特に、女性従業員や帰宅困難者への配慮を含めた対応マニュアルの整備を促進すること。

防災士については、令和5年4月に本市において防災士の登録制度を開始し、防災士の知識や技能を市の地域防災力の向上のために活かせるような環境を整備しています。令和7年度は、新たに中学生の防災士登録がありました。

(危機管理課)

(7)地震を想定した業務継続計画を策定し、初動活動期である3日間までの職員参集率は約80%と想定しています。地震発生直後に参集できない場合は、各自応急措置等を行い、状況が改善した場合、各職場へ参集するよう職員災害初動マニュアルに規定しています。

近隣市町との連携については、泉州地域の9市4町による災害時相互応援協定を締結し、関係市町間において広域的な応援措置が行えるよう連携を図っています。

企業・住民への防災意識の啓発については、ハザードマップによる危険区域の周知や毎年3月と9月に「せんなん家族防災の日」を設け、広報紙やウェブサイト等で啓発に取り組んでいます。また、民間事業者とは様々な内容の防災協定を締結することにより相互に大規模災害に備えています。

(危機管理課)

(7)本市防災計画で位置づけられている緊急交通路においては、道路メンテナンスに係る交付金等の活用を継続的に行っていくとともに、災害が発生した場合における被害の拡大を防止す

<p><b>(8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)</b></p> <p><b>①災害危険箇所の見直しについて</b>  近年頻発する線状降水帯などによる集中豪雨に対応するため、斜面崩壊や堤防決壊等の災害未然防止対策を強化すること。特に、土砂災害防止法に基づき指定する土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、危険度の高い地域を優先的に点検し、必要な対策を講じること。  また、災害が発生しやすい箇所を特定し、森林整備や排水機能の維持管理を重点的に行うこと。加えて、避難行動要支援者や女性・子ども・高齢者など、災害時に特に配慮が必要な人々の安全確保の観点から、避難経路や避難所の整備においても、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うこと。</p> <p><b>②防災意識向上について</b>  外国人居住者に対しては、「おおさか防災アプリ」の多言語機能を活用し、継続的な周知と利用促進を図ること。特に、災害発生時における避難情報や避難所の案内が確実に伝わるよう、ピクトグラムや視覚的な情報提供を強化すること。  また、泉南市が作成するハザードマップが誰にとっても分かりやすい内容となっているかを点検し、必要に応じて改善を図るとともに、日頃からの防災意識を高めるための継続的な広報・啓発活動を行うこと。  さらに、大規模災害発生時に府民が適切な避難行動をとれるよう、事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準について、企業・団体と連携しながら周知・理解促進を図ること。  加えて、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時に特に配慮が必要な人々に対しては、避難行動や避難所生</p>	<p>るための必要な対策を検討します。  <b>(道路課)</b></p> <p>(8)①土砂災害や洪水災害の恐れのある土砂災害警戒区域等や河川の整備等、ハード対策については、引き続き府に要望や協議を行います。土砂災害防止月間の6月には府とともに市内の土砂災害の危険箇所のパトロールを実施し、河川安全点検期間には出水期に備えて河川施設の点検を実施しています。  <b>(危機管理課)</b></p> <p>(8)②府指定の土砂災害警戒区域等が存在する地区については、平成29年度に地区住民の協力のもと地区毎のハザードマップを作成および配布しました。ハザードマップは、令和4年2月に最新のものに更新し、市内全戸配布したところですが、広報や地域への出前講座を通し、住民へ広く周知を行います。  <b>(危機管理課)</b></p>
---	---

活における困難さを軽減するための情報提供や訓練を平時から実施すること。

### (9) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時に、大規模な通信障害が発生した際の対策を事前に検討し、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国および地方自治体が責任を持って進めること。

また、災害時における通信・交通インフラの寸断は、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時要配慮者にとって特に深刻な影響を及ぼすことから、避難所や一時滞在施設における情報アクセス手段の確保や、移動手段の確保についても、女性の視点を取り入れた復旧計画を策定すること。

### (10) 交通弱者の支援強化に向けて

地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援など、地域の実情に応じた対策を推進すること。

また、市町村が設置する「地域公共交通会議」や「法定協議会」について、交通弱者の意見や、交通・運輸産業の労働者代表の意見を反映させること。

さらに、日本版ライドシェアの導入にあたっては、既存のタクシー事業と同様に、公共交通として保障されるべき「利用者の安心・安全」「ドライバーの安全確保」「車両管理責任」を十分に確保すること。特に、女性や高齢者が安心して利用

(9) 自然災害による生活関連インフラの被災は、市民生活に直結する非常に重要なものです。広域水道企業団、ガス事業者・電力事業者と緊密に連携し、各事業者の復旧活動が迅速に行えるように防災協定を締結しています。復旧状況の情報なども各事業者と情報共有しながら、迅速に発信できるようにそれらの仕組みを整えます。

(危機管理課)

(9) 自然災害による鉄道被災は、市民生活に直結する重要なライフラインの被害であり、その早期復旧については、緊急度、重要度が高いとの認識のもと、今後も交通機関と協力しながら、実効性のある防災・減災対策について検討します。

(都市政策課)

(9) 森林内の森林現況や荒廃地等の危険箇所を把握し、治山事業を活用できる箇所については、大阪府と協議しながら、治山ダム・山腹工・森林整備等を行い、災害発生未然防止および減災に努めます。

(産業振興課)

(10) 令和9年度の泉南市コミュニティバスダイヤ改定も含めて、現在「泉南市地域公共交通計画」の策定を進めており、市民アンケートや各種統計データを用いて地域の実態を詳細に調査し「地域公共交通協議会」にて持続可能な地域公共交通のあり方について検討しています。

(都市政策課)

(10) 買い物困難者への支援については、民間事業者による移動販売に関する広報等の支援を行うほか、空き店舗等を利用した店舗の開設について支援を行っていきます。

(産業振興課)

できるよう、性別配慮や夜間利用時の安全対策、運転者の適正管理を徹底すること。

ライドシェアはあくまで地域公共交通の補完的手段であり、タクシー営業区域の見直しや、自動運転技術の活用なども含め、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」等と連携しながら、地域の実情に応じた多様な移動手段の確保を検討すること。

#### (11)安全安心な上下水道の供給実現に向けて

今後も発生が続くと想定される、耐用年数を迎えた上下水道インフラによる事故や、PFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策を進めるため、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策を速やかに行うこと。

また、PFASをはじめとする水質リスクに対しては、全国的な水道水の調査を踏まえ、に泉南市においても客観的かつ科学的なデータに基づいたモニタリング体制を強化し、住民の不安を払拭するための情報公開と予防的措置を講じること。

#### <新規>

#### (12)空き家対策の推進

市区町村は、空家等対策特別措置法に基づく法定協議会を設置し、実行性を高めること。法定協議会の設置にあたっては、地域住民、不動産事業者、学識経験者、空き家活用の専門家など、多様な関係者が参画する体制を確立し、現場の課題を反映した政策形成を進めること。

空家等対策計画を策定し、法定協議会を設置している市区町村においては、各地域の状況を勘案しながら適切な計画の策定および計画の実効性を確保するため、適宜、進捗管理と改善点の検討を行い、必要に応じて計画の見直しや法定協議会の機能強化を図ること。また、移住者や低所得者、高齢者、障がい者、子

(11)下水道におきましては、今後、増加が予想される下水道施設の老朽化対策や事故防止のため、定期的な人材確保に努めるとともに、ベテラン技術職員から若手職員への技術継承に努めます。

本市水道事業につきましては、平成31年4月1日から、大阪広域水道企業団へ事業統合しています。

水道事業に関する要請につきましては、大阪広域水道企業団へお願いします。

(下水道課)

(12)泉南市では泉南市空家等対策協議会を設置し、年1回協議会を開催し協議を重ねています。今後も継続して国の空き家対策総合支援事業補助金を活用し、危険空家除却を進めます。また、空き家バンクの機能についても市ウェブサイトを通じてマッチング支援を促進します。

(環境整備課)

<p>育て世帯、外国人、被災者などの住居用として空き家を有効活用していくために、空き家バンクの機能を強化し、マッチング支援や改修費補助などの制度を拡充すること。さらに、自治体間の連携を進め、広域的な空き家活用を促進すること。</p> <p>&lt;新規&gt;</p> <p><b>(13) 公衆喫煙所の整備の強化</b></p> <p>大阪府は、健康増進法および大阪府受動喫煙防止条例に基づき、原則屋内禁煙を推進しているが、その結果として施設周辺における路上喫煙の増加が懸念されている。これに対応するため、泉南市における公衆喫煙所（屋外分煙所）の整備が求められている。設置費用の補助制度に加え、維持管理に係る財政的支援制度を創設し、持続可能な運営体制を確立すること。公共性の高い場所（駅周辺、公園、繁華街など）における公衆喫煙所の整備を大阪府に要請し、泉南市民の健康と生活環境の向上を図ること。</p>	<p>(13) 健康増進法等に基づき、路上や公園等屋外での受動喫煙防止対策を推進するため、屋外分煙所などの整備等に係る十分な財政措置、受動喫煙に配慮した屋外分煙所の推進のための法整備や警察等による指導および取締りを含めた屋外での受動喫煙防止対策も盛り込んだ法改正等、より一層の対策を推進するよう、国・府へ要望を行います。</p> <p>また、喫煙が及ぼす身体への影響について、健康教室、乳幼児健診および母子健康手帳交付時にて保健指導を実施するとともに、広報紙、ポスター等での受動喫煙に関する周知、啓発を今後も継続して行っていきます。</p> <p style="text-align: right;">(保健推進課)</p>
<p><b>7. 大阪南地域協議会独自要請</b></p>	
<p><b>(1) 震災における対応について&lt;継続&gt;</b></p> <p>阪神・淡路大震災から 30 年が経過しました。この間、2011 年「東日本大震災」・2016 年「熊本地震」・2024 年「能登半島地震」と、大きな災害が日本各所で発生しました。また南海トラフ巨大地震の 30 年内発生確率も 80%と修正され、上町断層においても地震発生確率が高くなっているところから、津波対策及び土砂崩れ対策等、多岐に亘る震災対応が求められます。各自治体においては、その対応を含めた様々な地域防災訓練が実施されていると考えますが、その実施状況や実施する旨の住民周知、また年間どの程度の訓練が実施されているのか、さらに各自治体で工夫されている防災訓練も含めてお示し頂きたい。</p>	<p>(1) 過去の大災害において、その対応については問題点が多くクローズアップされています。大災害時、人命を救うための適切な対応を行うには、市民等がワンチームとなって活動することが最も重要です。</p> <p>全市民の意識高揚にはじまり、市と関係機関・団体などとの連携強化、司令塔となる市職員の能力向上、市内の各施設、学校、自主防災組織などの災害対応力向上のための協力と関係強化などの重要な事項を着実に推進していくことが求められます。</p> <p>泉南市では、地域防災訓練として位置づけられる訓練として、市民等の意識高揚と関係機関・団体などとの連携強化などを目的とし、イオングループ、大阪府との協定に基づいた共同の防災訓練を実施し、関係機関・団体にも参加していただき、一般市民参加型の訓練を毎年秋に実施しています。</p> <p>また、市職員の能力向上を目的に、毎年阪神大震災発生日には、ブラインド方式を採用する</p>

<p>(2)各自治体による少子化対策について  &lt;継続&gt;  2024年の出生数は、前年の72.7万人より4.1万人減少した68.6万人となり、予想より早い段階で70万人を割る結果となりました。2025年には65万人程度になると予想されており、少子化＝人口減少の傾向は悪化していると言えます。各自治体では、子育て世帯を対象とした給食費の無償化や医療無償化の対象者拡大、また小児科医療の充実など様々な子育て施策を実施されていると承知しています。しかし、各自治体で同じような施策を行っている状況もあるように感じています。少子化対策や教育施策について、他の自治体と差別化を図るために、独自の施策を実施している施策や事業をお示し頂きたい。また広域的に行っている施策があれば、併せてお示し頂きたい。</p> <p>(3)子ども食堂ネットワークについて  &lt;継続&gt;  最近の子ども食堂は、地域交流の居場所づくりやコミュニケーションの場としても機能しています。一方、昨今の物価高騰により、運営側に大変な負担が掛かっている状況となっています。連合大阪南地域協議会としても、フードドライブを展開し、一助になればと取り組みを進めていますが、到底改善するまでには至らない状況です。各自治体としてもフードドライブの取り組みを積極的に推進頂き、地元業者とタイアップする等、実質的な支援の展開をお願いしたいと考えています。</p>	<p>などした実践的な災害対策本部の運営訓練を実施しています。</p> <p>今後も地域防災訓練という名のもとに形式的な訓練に陥ることなく、訓練する対象や訓練目的を明確にしつつ効果的かつ実践的訓練に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p> <p>(2)令和5年度より子育て世帯の負担軽減を目的に、国基準において半額となっている第2子に係る保育料を無償にしています。</p> <p style="text-align: right;">(保育子ども課)</p> <p>(2)就学前保育教育における国際交流の推進に向けてCIRを定期的に幼稚園に派遣することにより、様々な文化に触れる機会を増やしています。</p> <p>小学校・中学校においては、泉南市独自の「キラ☆ステ」(KIRAMEKI☆SUTEKI 泉南っ子…頑張っている素敵なお姿や煌めいている姿)の認定を行うことで、自己肯定感を高めることにより、学力向上につなげる取組を行っています。</p> <p>また、NINO(認知能力テスト)、NRT(標準学力検査)を導入し、各人の学習スタイルに合わせた改善案の提案ができる取組を行っています。</p> <p style="text-align: right;">(指導課)</p> <p>(3)物価高騰による運営者の負担を軽減するため、泉南市子ども食堂運営費支援事業(物価高騰相当分)補助金を、通常の補助金に上乗せで交付しています。フードドライブやフードバンクについては、社会福祉協議会やここサポ泉南において取り組まれています。泉南市子ども食堂ネットワークを登録制で設けており、年に一度、行政職員も交えた交流会を開催しています。</p> <p style="text-align: right;">(家庭支援課)</p>
--	--

<p>については、各自治体で実施しているフードドライブ支援や運営支援策をお示し頂きたい。また、地域で支えてくれている子ども食堂運営者側と、各自治体との意見交換ができるネットワーク会議の構築を求めます。設定できないのであればその理由も併せてお示し頂きたい。</p>	
<p><b>8. 泉南地区協議会独自要請</b></p>	
<p><b>(1) 市内観光資源の活性化と地元企業等への優遇について</b>        地元住民の利用促進を図るため、市内の観光施設（泉南ロングパーク）の駐車場割引などの利用料優遇制度等の独自支援策について、構築・検討を行うこと。また地元企業・従業員の福利厚生に寄与するため同様の支援策の構築・検討を行うこと</p> <p><b>(2) 少子化対策について</b>        近隣市町では幼児教育の無償化実施に伴い、給食費も無償化されている自治体もあり、大阪市ではすでに実施されています。コロナ対策として臨時的な無償化はされたものの、幼児教育無償化の基本理念と近隣市町との公正・公平を確保するため恒久的な給食費の無償化を図ること。併せて、義務教育課程における給食費の無償化も図ること。</p>	<p>(1) 関係機関と連携し、検討します。  <b>(産業振興課)</b></p> <p>(2) 泉南市では、以前より主食費を徴収しておらず、民間園所に対して完全給食を実施する条件で補助金を交付しています。副食費については、1号認定は従来実費徴収の対象となっています。2号認定については、1号認定および学校でも実費徴収されていること、また、これまでも利用料の一部として保護者が負担してきたことから、応益負担の考えに基づき、国の基準に沿って対応することとなりました。なお、経済的負担が大きい低所得者層等については、国の基準に沿って免除措置が講じられています。  <b>(保育子ども課)</b></p> <p>(2) 学校給食費については、学校給食法により学校給食の実施に必要な施設および設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とすることとし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担と規定されています。一部の自治体で給食費の無償化を実施している所もありますが、本市の財政状況においては市単独での無償化は困難であると認識しています。  <b>(教育総務課)</b></p>